

産業廃棄物管理票(マニフェスト)

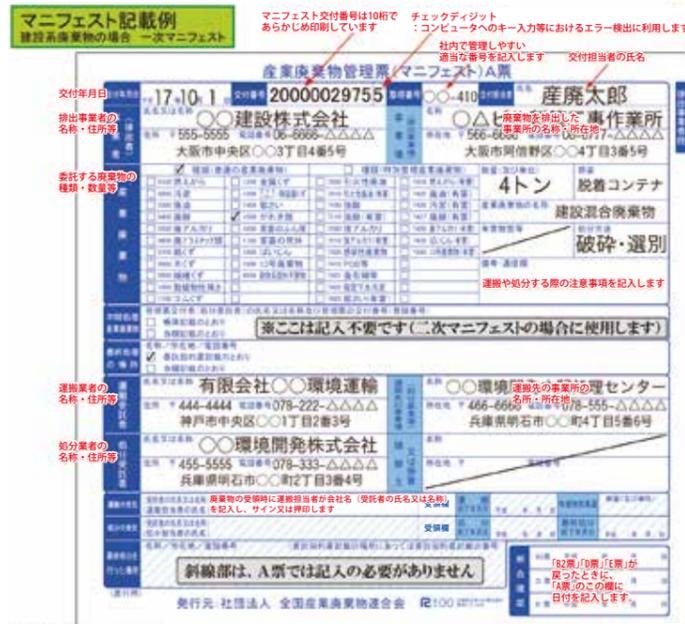
産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、処理(収集・運搬・処分)業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するため、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の返送を受けることによって行うもので、このことによって委託契約書のとおり適正処理されることを確保するものです。

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、**産業廃棄物の引き渡しと同時に、必要事項を記入した産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。**(廃棄物処理法第12条の3第1項)

マニフェスト使用のポイント

- 産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業所)ごとに交付する。
- 産業廃棄物を処理業者に引き渡す毎に交付する。
- 排出事業者のマニフェスト交付該当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業者の名称などを正確に記載した上で交付する。
- 処理業者から送付された写しを5年間保存する。



産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存義務

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の【A票】【B2票】【D票】【E票】は5年間保存しなくてはなりません。(廃棄物処理法第12条の3第6項)

産業廃棄物多量排出事業者制度

産業廃棄物を年間1,000t以上もしくは特別管理産業廃棄物を年間50t以上生ずる事業場を設置している事業者は、処理計画書および処理計画実施状況報告書を大阪市長に提出する必要があります。(廃棄物処理法第12条の第9項、廃棄物処理法第12条の2第10項)
参考 <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000455890.html>

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付など状況報告書の提出

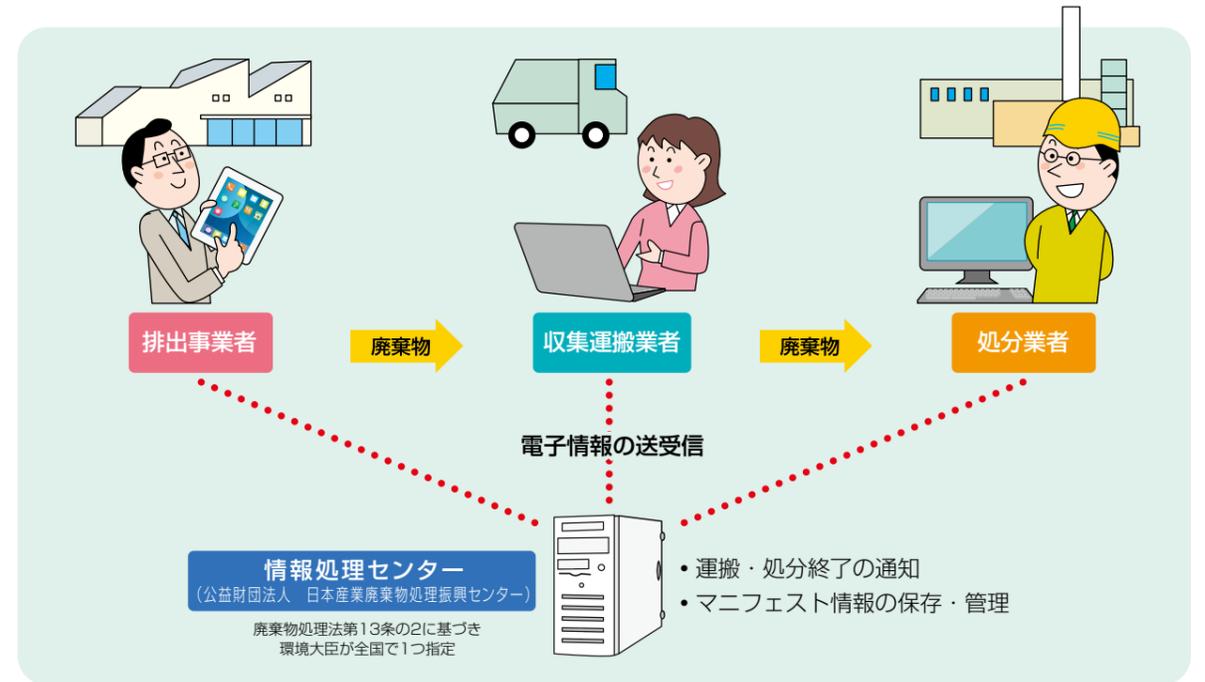
産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付者は、毎年6月30日までに前年度の産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況について報告書を大阪市長に提出する必要があります。(廃棄物処理法第12条の3第7項)
参考 <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000019635.html>

電子マニフェスト

電子マニフェストはマニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、国の指定を受けた情報処理センター(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)を介したネットワークでやりとりする仕組みです。

電子マニフェストを利用することで、事務処理の効率化を図ることができます。また、データの透明性が確保され、法令の遵守を徹底することができます。

なお、令和2年(2020年)4月より、年間50トン以上の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)を排出する事業場で特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されています。



電子マニフェスト利用のメリット

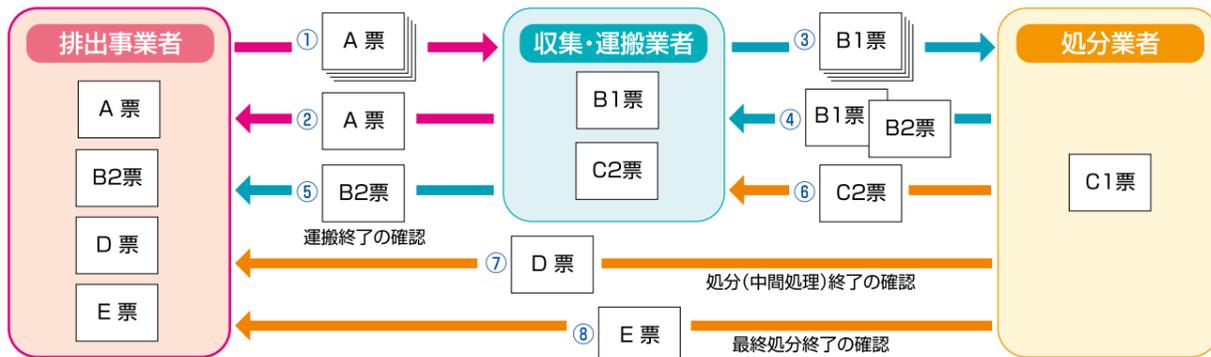
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存が不要になるので、保管スペースも不要になります。また、紛失や誤廃棄の心配もなくなります。

また、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出が不要になります。(電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが所管自治体に報告します。)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が多い場合は、事務処理費用も軽減できます。大阪市では、電子マニフェストの利用を促進することとしています。産業廃棄物の処理にあたっては、電子マニフェストの利用をお願いします。

参考 <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>
(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)ホームページ)

マニフェストの流れ



廃棄物引渡し時

- ① 排出者は、マニフェストに必要事項の記載を自ら行い、記載事項を確認の上、廃棄物と共にマニフェストの全てを収集・運搬業者に渡す。
- ② 排出者は、運搬業者の署名が入った【A票】を控えとして受け取り、保存

運搬終了後

- ③ 運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付
- ④ 処分業者は、署名後【B1・B2票】を運搬業者に返却
- ⑤ 運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出者に送付

処分終了後

- ⑥ 処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を運搬業者に送付
- ⑦ 処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を排出者に送付
- ⑧ 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に【E票】を排出者に送付